

## 「道路運送法施行規則の一部を改正する省令案等について」に関する意見

フリガナ	ナカネ ユタカ
氏名 (名称、代表者の氏名)	中根 裕
住所 (主たる事務所の所在地)	東京都世田谷区船橋1-1-2 山崎ビル 204号
所属又は事業者	特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク
電話番号	03-3706-0626
電子メールアドレス	info@zenkoku-ido.net

### 意見

#### 該当箇所(1)① 「運行管理の責任者が定期的に講習を受けなければならない」

・講習は運行管理者等指導講習の一般講習“旅客”に限らず、一般講習“貨物”、および市町村が認めた講習も受講可能としていただきたい。

理由：

一般講習“旅客”はこれまで安全運転管理者が受講してきた講習に比べて過重である。運行管理の責任者の実務から乖離しているため、受講の効果が限定される。

運行管理の責任者の資格要件として運行管理者“旅客”に限定されてなく、運行管理者“貨物”や、運行管理者試験の受験資格がある者、安全運転管理者の要件を備える者等が認められているにもかかわらず講習のみが運行管理者“旅客”に限定されるのは合理的ではない。

一般講習“旅客”だけでは講習の開催頻度、開催場所が限られ、安全運転管理者向け講習よりも格段に受講の機会が減り、受講の負担が増える。

運行管理の責任者に適した講習を受講できるようにしてもらいたい。

・複数の運行管理の責任者が選任されている事業所でも代表で一人が受講すれば良いこととしていただきたい。

理由：

一人が受講し、その主旨を他の責任者や補助者と共有すれば良いため。

#### 該当箇所(1)②③ 運行管理の責任者が行う業務

・交代運転者の配置、酒気帯びの有無の確認については必要な場合に限ることを明記していただきたい。

理由：

自家用有償旅客運送では、長距離や夜間(深夜)の需要がほとんどない。需要があったとして

も引き受けないこともある。そのため、交代運転者の配置が必要となることはほぼない。

酒気帯びについても、飲酒できない、飲酒の習慣がない運転者も少なくないが、これらの運転者にも一律に機器を用いて1日の運転前後に酒気帯びの確認を行うのは意味がなく、管理者・運転者にとって負担となるだけである。

・酒気帯びの確認は電話でも可能なことを明記していただきたい。

理由：

示された概要では、事務所において確認を行うことだけ明記されており、電話でも可能なことが示されていないため。

### (その他) 運行管理の責任者の要件

・運行管理の実務経験が1年以上あり、運行管理者等指導講習の一般講習(5時間)を受講すれば国土交通大臣が認めた者とみなされるようであるが、一般講習(5時間)は旅客、貨物どちらでも良いこととしてもらいたい。

理由：

旅客のみでは受講の機会が少なく、必要な時に受講できない恐れがあるため。

・運行管理の実務経験がない者でも何らかの講習の受講を待たずに選任可能としていただきたい。もしくは実務経験がなくても選任後一定期間(1年等)内に運行管理者等指導講習の一般講習(旅客、貨物どちらでも)の受講、もしくは市町村が認めた講習の受講を条件に選任可能としていただきたい。

理由：

安全運転管理者では実務経験がなくても何らかの講習の受講を条件とせずに選任が可能な実態がある。安全運転管理者の要件を備える者が要件の一つとなっているのであれば、実務経験がなくても何らかの講習の受講を条件とせずに選任可能とすべきである。

運行管理の責任者が急遽替わらなければならないことがあったとしても運行が止まることがないようにしてもらいたい。

### (その他) 運行管理の責任者の配置基準

・登録台数が19台までは1人、以降20台ごとに1人となっているが、登録台数に限らず1人としていただきたい。

理由：

自家用有償旅客運送では登録している車両が常に稼働するわけではなく、その日に稼働し管理対象となる台数は限られており、1人で十分管理可能な事業所がほとんどである。

安全運転管理者では、1名の安全運転管理者以外は副安全運転管理者となりその資格要件も異なっている。